

議題 3 (1) 清瀬市みどりの基本計画進捗報告

・清瀬市みどりの基本計画とは

都市緑地法第 4 条に基づき、市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」。

・清瀬市みどりの基本計画の目標

清瀬市みどりの基本計画には、3つの目標がある。

- 1 緑地の確保目標：令和 2 年 3 月末現在のデータから、10 年間で緑地の減少を 20ha に留める。
- 2 一人あたりの公園面積目標：令和 12 年 3 月末時点で 3.87 m²を目指す。
- 3 生きものの保全に関する目標：市民アンケートの「『生物多様性』という言葉について」の質問における「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」人の割合を 39.0% から 45.0% に高める。

・進捗状況と今後の方針

- 1 5 年間で緑地は、約 319.93ha から約 310.73ha へ約 9.2ha 減少。
公園・緑地の取得・維持・拡大を通して、引き続き減少幅を抑えていく。
- 2 令和 7 年 3 月末時点で、3.95 m²となり目標を達成している。
引き続き、人口を注視し、目標を下回らないように維持管理に努めていく。
- 3 令和 6 年 10 月に実施した市民アンケートにて、「『生物多様性』という言葉について」の質問における「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」人の割合は、32.3%となっている。
これまでの取り組みに加えて、環境課と連携し、生物多様性について、より周知できる取り組みを検討していく。